様式第１号別紙（第４条関係）

**岩槻区魅力発信等協力店事業確認シート及び宣誓書**

岩槻区魅力発信等協力店の登録を申請するにあたり、以下の項目を確認し、すべてに該当することを宣誓します。

※「確認欄」の□に✔を入れてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 項目 | 確認 |
| 1 | 岩槻区内に事業所、店舗等を有している |  |
| 2 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種ではない |  |
| 3 | 風俗営業類似の業種ではない |  |
| 4 | 消費者金融ではない |  |
| 5 | 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種ではない |  |
| 6 | ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種ではない |  |
| 7 | 投機的商品に関する業種ではない |  |
| 8 | たばこに関する業種ではない |  |
| 9 | 占い、運勢判断に関する業種ではない |  |
| 10 | 私的な秘密事項の調査に関する業種ではない |  |
| 11 | 法律の定めのない医療類似行為を行う業種ではない |  |
| 12 | 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者ではない |  |
| 13 | 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者ではない |  |
| 14 | 各種法令に違反している事業者ではない |  |
| 15 | 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者ではない |  |
| 16 | 本市の市税を滞納している事業者ではない |  |
| 17 | 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者ではない |  |
| 18 | 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種ではない |  |
| 19 | 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うものではない |  |
| 20 | 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）に違反しているものではない |  |
| 21 | インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの |  |

　年　　　月　　　日

店舗等名称

代表者名